

議案第45号

大口町下水道条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける町民生活及び経済活動への支援として、下水道使用料の基本額を臨時的に減免することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響による使用料算定の特例)

- 2 令和2年7月から同年11月までの検針に基づき算定し徴収する料金(町、県、国、その他これらと密接な関係を有する団体で町長が別に定めるものから徴収する料金を除く。)に係る第18条の規定の適用については、別表中「714円」とあるのは「0円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1. この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症の影響による使用料算定の特例)</u></p> <p>2. <u>令和2年7月から同年11月までの検針に基づき算定し徴収する料金（町、県、国、その他これらと密接な関係を有する団体で町長が別に定めるものから徴収する料金を除く。）に係る第18条の規定の適用については、別表中「714円」とあるのは「0円」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>